

令和 8 年度 第 458 回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 21 日（金）午前 10 時 58 分から午前 11 時 36 分
- 2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 2-1、2-2
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 5 名 使用者代表委員 6 名

本田会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第 458 回東京地方最低賃金審議会を始めます。初めに、委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は労働者代表の大島委員が御欠席でございますが、現時点で委員定数 18 名のうち 17 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告いたします。

本田会長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。まずは、議事（1）「東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について」です。事務局から申出状況と処理手続について説明をお願いします。

賃金課長 それでは御説明いたします。お手元のタブレットの資料（その 1）と題する資料集の 1 ページを御覧ください。東京都最低賃金の改正決定につきましては、令和 8 年 8 月 5 日に当審議会より答申をいただきましたので、最低賃金法第 11 条に基づき、同日にその要旨を公示いたしました。

この公示が行われた場合、当該最低賃金に係る労働者又は使用者は、公示があった日から 15 日以内に、東京労働局長に異議を申し出ることができるとなっております。8 月 20 日木曜日が異議申出期間満了日でございます。

その結果、期日までに 55 件の異議申出書が提出されました。

このうち令和 8 年 8 月 19 日 17 時 15 分までに提出された異議申出書については、資料（その 1）と題する資料集の 2 ページから提出者一覧を、4 ページから異議申出書の写しをお付けしております。

令和8年8月19日17時15分以降に提出された異議申出書については、書面で配布しております資料（その2）と題する資料集の1ページに提出者一覧を、2ページから異議申出書の写しをお付けしております。

異議申出書の要旨につきましては、後ほど御説明させていただきます。

異議申出書が提出された場合には、最低賃金法第11条第3項により、東京労働局長は、東京地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないとされていることから、本日、諮問させていただくことにしております。

本田会長 ありがとうございます。本日、東京労働局長より、異議申出があったことについて諮問をされる御意向とのことですので、局長、よろしくをお願いします。

（諮問文手交）

本田会長 ただいま、諮問文を受け取りました。事務局は各委員に諮問文の写しを配り、諮問文を読み上げてください。

賃金課長 それでは各委員に諮問文の写しをお配りいたします。

（諮問文の写しを配布）

賃金課長 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

東労発基 0821 第1号 令和8年8月21日

東京地方最低賃金審議会会長 本田敦子 殿

東京労働局長 増田嗣郎

東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）
標記について、別添のとおり55件の最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

別添の内容は省略させていただきます。

本田会長 東京労働局長より諮問がございましたので、ただいまより、この異議申出について審議に入りたいと思います。

まず、事務局から異議申出書について説明してください。

課長補佐 東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書について、その要旨を御紹介します。

お手元の第458回東京地方最低賃金審議会資料（その1）と題する資

料集を御覧ください。

合計 55 件の異議申出がございました。異議申出の期日は法律上、8 月 20 日でございました。提出時期により 8 月 19 日 17 時 15 分までに提出いただいた異議申出 41 件を資料（その 1）に、8 月 19 日 17 時 15 分以降に提出いただいた異議申出 14 件を資料（その 2）に分けてお付けしています。

まず、資料（その 1）をご覧ください。2 ページに異議申出書一覧ががございます。提出者について、受付日順で説明します。読み方に誤りがございましたら、なにとぞご容赦いただきたく、あらかじめお願いいたします。また、敬称略とさせていただきます。

東京土建一般労働組合目黒支部

金融労連関東地協

東京土建一般労働組合足立支部

同 板橋支部

同 大田支部

同 江東支部

同 品川支部

同 渋谷支部

同 墨田支部

同 多摩西部支部

同 三鷹武蔵野支部

コミュニティユニオン東京

東京土建一般労働組合江戸川支部

同 葛飾支部

同 清瀬久留米支部

同 多摩・稲城支部

同 府中国立支部

目黒区労働組合総連合

東京土建一般労働組合荒川支部

東京地方労働組合評議会 パート・非正規労働者連絡会

東京土建一般労働組合八王子支部

同 日野支部

同 村山大和支部

足立区労働組合総連合

東京工業大学職員組合

東京土建一般労働組合台東支部

日本金属製造情報通信労働組合 J M I T U 目黒地域支部

目黒地区労働組合協議会

渋谷区労働組合総連合

全日本建設交通一般労働組合 東京都本部

東京土建一般労働組合

同 豊島支部

橋本策也

目黒自動車交通労働組合

品川地区労働組合協議会

全労連・全国一般労働組合 東京地方本部

大東通信機労働組合

東京地方医療労働組合連合会

東京土建一般労働組合中野支部

同 西東京支部

同 文京支部

一覧に記載した異議申出書につきましては、4 ページ以降を御覧下さい。8 月 19 日 17 時 15 分までに提出された異議申出書 41 件の写しを受付日順かつ同日のものは五十音順でお付けしています。

次に、令和 8 年 8 月 19 日 17 時 15 分以降に提出された異議申出書については、同資料（その 2）と題する紙の資料集を御覧ください。

1 ページに異議申出書一覧がありますので御覧ください。提出者について、受付日、五十音順で説明します。

J M I T U 東京地方本部

江戸川区労働組合総連合

コミュニティーユニオン東京 江戸川支部

生協労連コープネットグループ労働組合

全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会

全労連・全国一般東京地本一般合同労組 TW分会

全労連・全国一般労働組合東京地方本部 一般合同労働組合

東京春闘共闘会議

東京地方労働組合評議会

同 女性センター

同 青年部協議会

日本生協連労働組合（武藤 睦美）

練馬区労働組合総連合

文京区労働組合総連合

一覧に記載した異議申出書につきましては、2 ページ以降を御覧下さい。8 月 19 日 17 時 15 分以降に提出された異議申出書 14 件の写しを同様にお付けしています。

労働組合等及び個人の方から計 55 件の異議申出が提出されました。同種の内容もございましたので、事務局でとりまとめの上、概要をご報告します。時間の都合上、全ての異議申出をご紹介できないことをご容赦いただきたくお願いいたします。

最も多く見られたのが、労働組合等による最低生計費調査を基に、最低賃金と最低生計費との乖離を問題視し、更なる引上げを求める意見です。

「『2025 年版最低生計費試算調査』では、北区男性 20 代単身者モデルケースで最低生計費（月額・税込み）は、28 万 5,034 円、月 150 時間換算で 1,900 円となりました。同様に杉並区では 1,964 円、世田谷区 1,954 円、いずれの区でも 1,900 円を超えました。答申された最低賃金 1,280 円とは約 600 円もの大きな開きがあり、憲法 25 条で規定している『健康で文化的な最低限度の生活を営むこと』が出来ません。」

「全国各地で実施された調査の結果、最低生計費は税・社会保険料込みで月額約 22 万円から 24 万円とわかりました。」

「（これを月）150 時間で計算すると、必要とされる時給は 1,500 円から 1,600 円台となります。今年度の改訂決定の時間額 1,280 円では、人間らしい豊かな暮らしの実現には程遠く、到底受け入れられるものではありません。」

などです。

次に多かったのが、食料品や光熱費、家賃等の物価高騰により、賃上げが実質賃金の引き上げにつながっていないこと、生活が苦しいことを理由に、最低賃金の更なる引き上げを求める意見です。

「長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、まともに食事をすることも出来ず、命や健康への影響が懸念されます。」

「長引く物価高騰で、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、健康保険料などの引上げも実質賃金を引き下げ、労働者・住民の暮らしは一層厳しさを増しています。」

「労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めるものです。」

などです。

続きまして、最低賃金の影響を強く受け、賃上げ機会が最低賃金改定に依存している非正規労働者の生活を守る観点から、さらなる引上げを求める意見も多くございました。

「最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。」

「最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。」

などです。

また、労働者の賃金引上げを求めつつも、中小零細企業への公的支援が不可欠だとする意見も目立ちました。

「建設業小規模事業所の事業主の声から「中東情勢の影響で建設資材が高騰し、仲間内でも経営が厳しいという話ばかりだが、物価高騰が

続いているので職人の賃金を少しでもあげてやりたい。最賃引き上げを企業まかせにせず、国もしっかりと支援してほしい。」にある通り、私たちは中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めます。」

「国には、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、最低賃金引き上げを実効性あるものにするために、中小零細事業者に対して、価格転嫁対策とともに、賃上げの原資の確保につながる直接的な公的支援策・独自の給付金創設・負担軽減策を講じてください。」

などです。

日本の最低賃金が海外と比べて低水準にあり、世界的には生計費を基準とした引上げが進んでいることを指摘する意見もありました。

「2024 年のフルタイム労働者の賃金中央値に対して日本の最低賃金は 4 割台にとどまり、主要各国と比べて低いことがすでに示されています。」

「直近の海外の最低賃金の引き上げについて、アジア主要国の中では、ベトナムが、2027 年 1 月からの全国平均 7.8%引き上げる案が出ています。」

「アメリカの大都市の中には、地域での生活費の高騰をふまえ、生活できる賃金 (Living wage) の観点から段階的な引き上げを見通しています。生計費に見合った最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。」

などです。

その他、他都市・海外との競争力、人手不足解消・産業の維持、経済の循環の観点から、最低賃金の引き上げを求める意見がございました。

「適切な賃金水準の設定こそが、働きやすい環境づくりと長期的・安定的な人材確保の基盤となる。」

「働く人々の手取りを増やすことが、消費の拡大につながり、それがめぐりめぐって地域経済全体を活性化させる原動力となる。」

「建設業界は高齢化と担い手不足が深刻な課題とされているが、重層下請け構造のもとで実質的に最低賃金に張り付いた収入しか得られない

業界に、若年層をはじめとする新たな担い手が入職しようとするだろうか。」

「（第三次・担い手３法を受け）今春、国土交通省と建設業団体は技能労働者の賃金について、「おおむね６％上昇」を申し合わせました。」

「今回の引上げ率４．４％は、その６％さえも下回っており、納得いくものではありません。」

「（看護師・介護職の所定内賃金は、全産業と比較して、）年収ベースでは数十～百万円以上の格差があり、公的産業に従事する専門職として、社会的役割に相応しい賃金水準とは到底言えるものではありません。ケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、賃金水準の引き上げは待ったなしで、そのためにも最低賃金の引き上げが重要になっています。」

などです。

最後に、審議会の運営や、政府が最低賃金１,５００円目標を先送りしたことへの批判等を表明する意見がありました。

「今回出された答申は、当労組が出した意見書を含め、これまでの審議会で紹介された私たちの意見が真剣に議論された結果とは到底思われません。」

「審議会・専門部会の全面公開と公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施することを求める。」

「最低賃金で働いている非正規労働者の多くを占める女性の声を、東京都の専門部会を構成する女性委員に託したいと考えます。男女比にも配慮いただければと存じます。」

「政府は、この間の目標『２０２０年代に全国平均１,５００円』を先延ばしにし、『２０３０年代前半に全国平均１,５００円を達成する』としました。この目標では低すぎるとともに遅すぎます。」

などです。

以上が、令和８年度の東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書、合計５５件の要旨です。

私からの説明は以上になります。

本田会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、御質問がある委員の方は挙手をお願いします。

(特になし)

いらっしゃらないようですので、質問はないものと理解いたしました。

それでは、これら 55 件の異議申出について一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

本田会長 御異議なしとのことですので、異議申出については一括して審議をすることといたします。初めに、労側委員の御意見ををお願いします。金子委員、どうぞ。

金子委員 それでは、私から意見を述べさせていただきます。まず、この異議申出について、大変多くの御意見をいただきました。本当にありがとうございます。

御意見の内容につきましては、我々も十分理解をしているつもりでございます。いただきました御意見のとおり、金額に関しましては、私も労働者側委員としては、やはり足りないと思っているのは同じ思いでございます。

今回の 2026 年度最低賃金審議会が始まる最初の段階で、同様の御意見を多くいただきました。皆様の御意見を十分に加味した上で、審議会又は専門部会に臨んでまいりました。公労使で十分議論を重ねた結果が答申であります。

我々労働者側委員としましては、審議を尽くした結果がこの答申の内容でありますので、何とぞ御理解をいただきたいと考えております。しかしながら、多くの御意見があるということを受け止めております。皆様から寄せられた御意見を無駄にせず、次年度にも生かしていきたいと考えております。

以上のことを申し上げまして、労働者側委員としての考え方を含めた意見とさせていただきます。以上でございます。

本田会長 ありがとうございます。次に、使側委員の御意見ををお願いします。神委員、お願いします。

神委員

ありがとうございます。使用者側からも一言申し上げさせていただき
ます。

今年度の専門部会報告につきましては、使用者側としては受け入れ難
い内容であったことから、専門部会、それから本審におきまして、使用
者側委員全員が反対の意思を示したところでございます。特に改定額に
つきましては、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力との関係におき
まして、大きな懸念を有しておりますし、使用者側が繰り返し求めてま
いりました発効日の見直しにつきましても、残念ながら十分な配慮がな
されなかったものと受け止めております。

その意味では、提出された異議申出の多くが、改定額が低いという観
点からのものであるのに対して、使用者側にはまた別の観点から様々な
思いがあるということも申し上げておきたいと思えます。

一方で、専門部会及び本審におきましては、それぞれの立場から真摯
な議論が重ねられた結果として、答申が取りまとめられたものと認識し
ております。

従いまして、これから改めて審議を行ったとしても、新たな結論に至
ることは容易ではありませんし、結果としていたずらに時間を費やすこ
とにもなりかねないと考えております。

加えて、発効日の見直しを強く求めてきた立場からいたしますと、仮
に使用者側が再審議を求めた場合、結果として発効日を後ろ倒しするこ
とを意図しているかのような受け止め方をされることも本意ではござい
ません。

こうした事情を総合的に勘案いたしますと、答申内容につきましては
様々な御意見があるところではありますけれども、改めて審議を行う必
要はないと考えているところでございます。以上でございます。

本田会長

ありがとうございました。その他、各側から補足の御意見がある方が
いらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

(特になし)

本田会長

よろしいですか。ただいま各側から御意見をいただきました。各側の
御意見は、答申の内容については、労使各側ともそれぞれの主張とは乖

離があるもので、納得し難いものがあるという意見である一方で、審議につきましては、労使双方とも意見の乖離がある中で真摯に議論を重ねた結果という受け止めである点は共通しているかと思います。そのため、双方とも再度の改めでの審議は不要という御意見と承りました。

そこで、令和8年8月5日付け答申どおり決定することが適当であるとの内容で答申することとしたいと思いますが、この件について異論のある方は挙手をお願いします。

(異議なし)

本田会長 挙手される方がいらっしゃらないので、御異議ないと承りました。それでは、令和8年8月5日付け答申どおり決定することが適当であるとの内容で答申することといたします。答申については、これから答申文案を作成いたしますので、しばらくの間休憩といたします。

(休憩)

本田会長 それでは再開いたします。事務局から答申文案を配布の上、読み上げてください。

(答申文案の写しを配布)

賃金課長 それでは答申文案を読み上げます。

令和8年8月21日

東京労働局長 増田嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会会長 本田敦子

東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和8年8月21日貴職から、同年8月5日付け東京都最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する55件の異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記 令和8年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

本田会長 ありがとうございます。今、読み上げていただいた答申文案について、異論のある方は挙手をお願いします。

(異議なし)

本田会長 いらっしゃらないということですので、御異議なしと承りました。それでは、この内容で局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

(答申文手交)

賃金課長 それでは、局長より御挨拶を申し上げます。

東京労働局長 ただいま、東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出に係る諮問につきまして、答申を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京労働局といたしましては、速やかに東京都最低賃金の決定に係る手続を進めますとともに、改定後の最低賃金額の周知、履行の確保、さらには業務改善助成金等の中小企業・小規模事業者に対する一層の支援につきまして、取り組みを進めてまいります。

ありがとうございました。

本田会長 それでは、東京都最低賃金の発効までの予定について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 御説明させていただきます。答申をいただきました東京都最低賃金の改正に関しましては、本日、官報掲載の手続を行います。官報公示予定は、早ければ令和8年9月1日火曜日となります。

発効日については、答申では法定どおりとされたところです。したがって、最低賃金法第14条第2項により、公示の日から起算して30日を経過した日であるところ、この日は令和8年10月1日木曜日となります。以上でございます。

本田会長 ありがとうございました。では、議事(2)その他に移ります。東京都最低賃金専門部会の任務は終了いたしましたので、最低賃金審議会令第6条第7項に基づき、同専門部会を廃止することを議決したいと思います。が、いかがでしょうか。

(異議なし)

本田会長 御異議なしとのことですので、本日をもって東京都最低賃金専門部会を廃止することといたします。専門部会委員の方々はお疲れさまでした。

他に何かございますでしょうか。発言される方は挙手をお願いします。

(特になし)

本田会長 特にないようですので、これにて審議を終了といたします。最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

賃金課長 次回の開催日程につきましては、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。以上です。

本田会長 それでは、本会はこれにて終了といたします。本日の議事録は、審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は森委員、使側委員は布袋委員に確認をお願いいたします。本日はお疲れさまでした。